

# 山梨県公報

第千九百一十号

平成二十年  
十一月十三日

木 曜 日

## 目 次

告示

一 獵区の認可……………六二七

道路の区域変更……………六二八

道路の供用開始……………六二八

一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定(二件)……………六二八

教育委員会……………六二八

山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員……………六二八

公安委員会……………六三三

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六三三

その他……………六四〇

落札者等の決定について……………六四〇

正 誤……………六四〇

昭和五十七年三月三十一日付号外第十八号中……………六四〇

## 告 示

### 山梨県告示第四百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条の規定により、次のとおり獵区を認可した。

平成二十年十一月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 獵区の名称

本栖獵区

#### 二 獵区の区域

山梨県南都留郡富士河口湖町の区域のうち、山梨県と静岡県との境界線と国道百三十九号線との交点を起点とし、同所から山梨県有林と民有林の境界線を南東に進み

山梨県と静岡県の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み起点に至る一団地

#### 三 獵区の存続期間

平成二十年十一月十五日から平成三十年十月三十一日まで

#### 四 獵区設定者の名称

山梨県南都留郡富士河口湖町

#### 五 事務所の位置

山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地富士河口湖町役場内

#### 六 入猟承認料

入猟者一人一日につき一万三千円(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の許可を受けた者については、この限りではない。)

#### 一 獵区の名称

本栖放鳥獣獵区

#### 二 獵区の区域

山梨県南都留郡富士河口湖町の区域のうち、山梨県と静岡県の境界線と国道百三十九号との交点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み南都留郡富士河口湖町と南巨摩郡身延町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し県道本栖湖畔線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道三百号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み南都留郡富士河口湖町と南巨摩郡身延町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みパノラマ台と烏帽子岳山頂を通る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み烏帽子岳山頂(標高千二百五十七メートル)に至り、同所から尾根つたいの山道を南進し国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み逢坂林道の起点に至り、同所から同林道を南東に進み、大室山山道の起点に至り、同所から同林道を南東に進み主要地方道富士宮鳴沢線との接点に至り、同所から山道を南進し山梨県有林と民有林の境界線との交点(標高千七十七メートル石柱地点)に至り、同所から同境界線を西進し起点に至る一団地

#### 三 獵区の存続期間

平成二十年十一月十五日から平成三十年十月三十一日まで

#### 四 獵区設定者の名称

山梨県南都留郡富士河口湖町

#### 五 事務所の位置

山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地富士河口湖町役場内

#### 六 入猟承認料

入猟者一人一日につき一万二千円

**山梨県告示第四百七十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字裂石二六九六番の一地 先から 甲州市塩山上萩原字裂石二六九六番の一地 先まで	五・二丁 九・三	三・四 七・〇		三〇・〇

**山梨県告示第四百七十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年十二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	三〇〇号	南巨摩郡身延町大字上之平字白 子四四二番地先から 南巨摩郡身延町大字下山字上沢 富士川右岸堤防敷地先まで	一五七〇・〇	平成二十年 十一月十七 日

**山梨県告示第四百八十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 認定番号  
山梨県指令建指第二二六八号
- 二 認定対象区域  
甲斐市下今井字南原三〇二五番一
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所  
山梨県県土整備部建築指導課

**山梨県告示第四百八十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 認定番号  
山梨県指令建指第二三三一号
- 二 認定対象区域  
中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木四三三五九番一
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所  
山梨県県土整備部建築指導課

**教育委員会**

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員  
平成二十一年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十年十一月十三日

山梨県教育委員会

委員長 金丸康信

平成二十一年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員  
(全日制課程)

甲府工業			甲府東	甲府南		甲府西	甲府第一	葦崎工業	葦崎		北杜			学校名	
電	電	機	う	普	理	普	普	英	普	文	普	総	理	普	学科(コース)名
子	気	械	ち	通	数	通	通	語	通	理	通	合	数	通	
科	科	科	理	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	
(一)	(二)	(二)	(六)	(一)	(六)	(七)	(一)	(六)	(六)	(一)	(六)	(四)	(一)	(三)	定員
四〇	八〇	八〇	二四〇	四〇	二四〇	二八〇	四〇	二四〇	一八〇	四〇	二四〇	一四〇	三〇	二二〇	
(七)			(六)	(七)		(七)	(七)	(六)	(七)		(八)			計	
二八〇			二四〇	二八〇		二八〇	二八〇	一八〇	二八〇		二九〇				

			市川		増穂商業		白根	巨摩	農林					甲府昭和	甲府城西	建築	土木
建	電	英	普	情	商	う	普	う	食	造	環	森	シ	普	総	建	土
築	子	語	通	報	業	ち	通	ち	品	園	境	林	ス	合	築	木	
イン	機	通	通	処	業	国	通	理	科	緑	土	科	テ	学	科	科	
テ	械	理	理	理	業	際	数	数	学	地	木	学	ム	科	科	科	
リア	科	科	科	科	科	文	コ	コ	科	科	科	科	園	科	科	科	
科	科	科	科	科	科	理	ー	ー	科	科	科	科	芸	科	科	科	
(一)	(一)	(一)	(三)	(二)	(二)	(五)	(六)	(六)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(七)	(七)	(一)	
	三〇	四〇	二二〇	七〇	六〇	二〇〇	二四〇	二四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二八〇	二八〇	四〇	
(四)			(四)	(五)		(六)	(五)					(七)	(七)				
一六〇			一三〇	二〇〇		二四〇	一五〇					二八〇	二八〇				

塩山		山梨	日川	山梨園芸						石和		身延		峡南			
商業科	うち英語数通コース	うち英語総合コース	普通科	食品化学科	農薬土木科	園芸経済コース	生物工学科	園芸科	園芸科	国際教養科	普通科	理数科	普通科	情報ビジネス科	土木科	インテリアコース	建築コース
(一)	(二)(五) 一三〇 一九〇	(二)(五) 一三〇 一九〇	(七)	(一)	(一)			(一)	(一)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)	(一)		
	三〇	三〇	二八〇	三〇	三〇	一五	一五		三〇	三五	二〇	三〇	二〇	三〇	三〇	一五	一五
(八)		(五)	(七)	(四)						(四)		(四)		(四)			
二八〇		一九〇	二八〇	二二〇						一五五		一五〇		二二〇			

	富士河口湖	富士北稜	吉田	桂	谷村工業							上野原		都留			
商業科	うち英語数通コース	総合学	理数科	普通科	文理科	普通科	建設科	デザインコース	環境化学コース	化学・デザイン科	電子情報科	機械システム科	理数科	普通科	普通科	国際経済科	情報システム科
(四)	(二)(七) 一四〇 二八〇	(七)	(一)	(七)	(一)	(四)	(一)			(一)	(一)	(一)	(一)	(三)	(七)	(一)	(一)
	一四〇	二八〇	四〇	二八〇	三〇	一六〇	三〇	二〇	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二八〇	三〇	三〇
	(七)	(七)	(八)	(五)			(四)					(四)		(七)	(四)		
	二八〇	二八〇	三三〇	一九〇			二二五					一五〇		二八〇	二二〇		

甲府商業	国際科		(一)	三五	(八)	二八〇
	情報処理科	(三)	一〇五			
大月短期大学 学附属	普通科	(二)	八〇	(四)	一五〇	
	商業科	(二)	七〇			
甲陵	普通科	(二)	八〇	(二)	八〇	
合計			(一八五)	六、九八〇		

全国募集

学校名	学科名	定員	計
甲陵	普通科	(一) 四〇	(一) 四〇

全日制合計	(一八六)	七、〇二〇
-------	-------	-------

(注) 一 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 二 定員欄の「一」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。  
 三 韮崎工業は、全科を一括して募集する。  
 四 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。  
 (定時制課程)

学校名	昼夜別	学科名	定員	計
	夜	普通科	(一) 四〇	(一) 四〇
甲府工業	昼	機械科	(一) 四〇	
		電気科	(一) 四〇	
			(三)	一一〇

定時制合計	ひばりが丘		中 央				谷村工業	都 留	山 梨	巨 摩	
	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	夜	夜	夜	
	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科	普通科	普通科	普通科	建築科
	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 六〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇
	(一六)	(三) 九〇		(五) 一八〇				(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (通信制課程)

学校名	学科名	定員	計
	普通科	一〇〇	二〇〇
中 央	衛生看護科	一〇〇	

(専攻科)

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
(特別支援学校)

わかば支援	あけぼの支援	甲府支援		ろ		盲		学	校	名			
		高等部		高等部		高等部		部		部			
		普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	専攻科・理療科	専攻科・保健理療科	保健理療科	普通科(重複障害)	普通科	学		
		若	若	若	若	若	若	若	若	定			
		八	八	八	八	八	八	八	八	員			
		三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	員			
										甲府工業	学	校	名
										建築科	学	科	名
										(一)	定	員	
										(一)	計		
										三〇			

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第百三十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十年十一月十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

#### 別表第一中

一〇四	甲斐市篠原一、三三三番地の先(市道玉川万才線と市道南小学校線との丁字路交差点)	竜王南小学校	平成二〇年八月二日 告示第一〇〇号
一〇四	甲斐市篠原一、三三三番地の先(市道玉川万才線と市道南小学校線との丁字路交差点)	竜王南小学校	平成二〇年八月二日 告示第一〇〇号
一〇四	甲斐市篠原一、三三三番地の先(市道玉川万才線と市道南小学校線との丁字路交差点)	竜王南小学校	平成二〇年八月二日 告示第一〇〇号

一〇五	甲斐市団子新居一六番地の一先（県道島上奈宮久保給見堂線同士（旧道と新設バイパス）の十字路交差点）	団子橋北詰	平成二〇年十一月二三日 告示第一三四号
一〇六	甲斐市大袋四六番地の三先（県道島上奈宮久保給見堂線（大袋バイパス）と市道大袋北裏線との十字路交差点）	双葉東小通学路	平成二〇年十一月二三日 告示第一三四号

七五	北杜市高根町箕輪二、五七五番地先（国道一四一号と広域農道との丁字路交差点）	クラインガルテン入口	平成一九年八月六日 告示第七一号
----	---------------------------------------	------------	---------------------

七五	北杜市高根町箕輪二、五七五番地先（国道一四一号と広域農道との丁字路交差点）	クラインガルテン入口	平成一九年八月六日 告示第七一号
七六	北杜市須玉町若神子五、五五三番地の一先（県道茅野北杜葎崎線と市道下黒沢和田南線の丁字路交差点）	日野春カード	平成二〇年十一月二三日 告示第一三四号

に改める。  
別表第三中

六四〇	県道 白井河 原八田 線	東八代郡中道町大字 白井字元河原笛吹川 右岸堤防敷（白井河 原橋北詰）から東八 代郡石和町小石和二 八九番地の一先（蝸	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	南甲 府 石和 告示 第二八号	平七・五・二五
-----	-----------------------	--	-------------------------------	----	-----------------------------	---------

見橋西詰）まで （二、四四〇メート ル）
----------------------------

六四〇	県道白 井河原 八田線	笛吹市石和町砂原一 九六番地二先（砂原 橋西詰）から笛吹市 石和町小石和二八九 番地の一先（蝸見橋 西詰）まで（一、二 六〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、特 定中型 自動車	終日	笛吹	平成二〇年一月 一三日 告示第一三四号
-----	-------------------	---	---	----	----	---------------------------

に改める。  
別表第四中

五三九	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四 番三三号先（中央病院 東交差点・都市計画道 路愛宕町下条線東進か ら市道富士見通り線へ の左折導流部）（二〇 メートル）	車両	車両進行 西から北 へ終日	甲府	平成二〇年五 月二九日 告示第六八号
-----	--------------------------	---	----	---------------------	----	--------------------------

五三九	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四 番三三号先（中央病院 東交差点・都市計画道 路愛宕町下条線東進か ら市道富士見通り線へ の左折導流部）（二〇 メートル）	車両	車両進行 西から北 へ終日	甲府	平成二〇年五 月二九日 告示第六八号
五四〇	県道甲 府中央	甲府市小曲町一、〇二 九番地の三七先（西下	車両	車両進行 オンラン	南甲 府	平成二〇年一 月一三日

五四一	県道島上条宮久保線見堂線(大袋バイパス)	甲斐市団子新居一六番地の一先(団子橋北詰交差点・県道島上条宮久保線見堂線から大袋バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 北から東へ 終日	葦崎	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号
五四二	県道島上条宮久保線見堂線(大袋バイパス)	甲斐市団子新居六二一番地の四先(団子橋北詰交差点・県道島上条宮久保線見堂線から大袋バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 南から西へ 終日	葦崎	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号

に改める。  
別表第五中

二二八	国道二〇号	上野原市上野原一、六一七番地先(明誠高等学校入口交差点東側)	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	上野原	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
-----	-------	--------------------------------	-------------------	----	-----	----------------------

二二八	国道二〇号	上野原市上野原一、六一七番地先(明誠高等学校入口交差点東側)	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	上野原	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
二二九	県道上野原あきる野線	上野原市上野原三、七六四番地先(県道上野原あきる野線と市道南裏線とのY字路交差点)	北進する車両(原付、軽車両を除く)	終日	上野原	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号

に改める。  
別表第六中

五〇五	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、四六二番地一先(玉幡小学校入口交差点直近東側の丁字路交差点)	西進する車両	終日	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
-----	---------	--	--------	----	----	-----------------------

を

五〇五	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、四六二番地一先(玉幡小学校入口交差点直近東側の丁字路交差点)	西進する車両	終日	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
五〇六	県道甲斐中央線	甲斐市小曲町一、〇二九番地の三七先(西下条ランプ交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号



五〇七	市道南裏線	上野原市上野原三、七七〇番地先（県道上野原あきる野線と市道南裏線とのY字路交差点）	北進する車両（原付、軽車両を除く。）	終日	上野原	平成二〇年一月三日 告示第一三四号
-----	-------	---	--------------------	----	-----	----------------------

に改める。  
別表第十中

六七五	県道甲府韭崎線	甲斐市竜地六、五二七番地先（五差路）	三	三	三	三	平成一九年一月一日 告示第一〇一号
-----	---------	--------------------	---	---	---	---	----------------------

六七五	県道甲府韭崎線	甲斐市竜地六、五二七番地先（保健福祉センター南交差点）	四	四	四	四	平成二〇年一月三日 告示第一三四号
-----	---------	-----------------------------	---	---	---	---	----------------------

三、九〇八	市道新五割川西通り線	甲府市小曲町一、〇二九番地の三五先（川代大橋東詰交差点）	二	二	二	二	平成二〇年一月三日 告示第一四号
-------	------------	------------------------------	---	---	---	---	---------------------

三、九〇八	削除		南	南	南	南	平成二〇年一月三日 告示第一三四号
-------	----	--	---	---	---	---	----------------------

四、六一〇	県道甲府玉	甲府市小曲町一、〇二九番地の三七先	一	一	一	一	平成二〇年一月三日 告示第一〇〇号
-------	-------	-------------------	---	---	---	---	----------------------

	穂中道線（新山梨環状道路）	（西下条立体オランプ出口交差点）					告示第一四号
--	---------------	------------------	--	--	--	--	--------

四、六一〇	削除		南	南	南	南	平成二〇年一月三日 告示第一三四号
-------	----	--	---	---	---	---	----------------------

四、八六一	町道櫛形六号線	中巨摩郡櫛形町小笠原五九〇番地の一五先（甲斐ゼミナル南側）	一	一	一	一	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	---------	-------------------------------	---	---	---	---	---------------------

四、八六一	削除		南	南	南	南	平成二〇年一月三日 告示第一三四号
-------	----	--	---	---	---	---	----------------------

五、二五六	県道下神内川石和温泉停車場線	笛吹市春日居町鎮目二九番地三先	一	一	一	一	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-------	----------------	-----------------	---	---	---	---	----------------------

五、二五六	県道下神内川石和温泉	笛吹市春日居町鎮目二九番地三先	一	一	一	一	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-------	------------	-----------------	---	---	---	---	----------------------

五、二五七	市道	中央市下河東五〇〇番地一先（玉穂下河東簡易郵便局西側）	一	南甲府	平成二〇年一月一日 告示第一三四号
五、二五八	県道島上条宮久保絵見堂線（大袋バイパス）	甲斐市団子新居一六番地の一先（団子橋北詰交差点）	三	葦崎	平成二〇年一月一日 告示第一三四号
五、二五九	県道島上条宮久保絵見堂線（大袋バイパス）	甲斐市大袋四六番地の三先（双葉東小通学路交差点）	一	葦崎	平成二〇年一月一日 告示第一三四号

に改める。  
別表第十四中

七〇八	県道白井河原石和線	東八代郡石和町河内一―二番地先（横内方）から東八代郡石和町東油川七八〇番地の一先（恵比寿橋）まで	一、九〇〇	高速車 中速車	四〇	石和	五五・一二・二二 五九号
-----	-----------	--	-------	------------	----	----	-----------------

を

七〇八	県道白井河原	笛吹市石和町河内八二番地先（河内）	四六二	車両（原付）	四〇	笛吹	平成二〇年一月
-----	--------	-------------------	-----	--------	----	----	---------

八田線	交差点）から笛吹市石和町砂原七四番地の四先（榎橋東詰交差点）までの両側	けん引を	除く。	告示第一三四号
-----	-------------------------------------	------	-----	---------

一、一〇六	市道住吉寺前線 市道上町三号線	甲斐市下小河原町三〇三番地先（雇用促進住宅西交差点）から甲斐市上町五九三番地の一先（甲斐市環境センター東側）まで	一、九七〇	高速車 中速車	四〇	南甲府	六一・四一・一七 一五号
-------	--------------------	--	-------	------------	----	-----	-----------------

を

一、一〇六	市道住吉寺前線 市道上町三号線 市道石和八号線 県道白井河原八田線	甲斐市下小河原町三〇三番地先（雇用促進住宅西交差点）から笛吹市石和町砂原八四番地一先（砂原交差点）までの両側	三、二七〇	車両（原付・けん引を） 除く。	四〇	南甲府 笛吹	平成二〇年一月一日 告示第一三四号
-------	--	--	-------	--------------------	----	-----------	----------------------

に

一、一〇六	県道白井河原八田線	甲斐市白井町一、九四四番地一先（白井河原橋北詰交差点）から笛吹市	一、四〇〇	車両（原付・けん引）	五〇	南甲府 笛吹	平成一九年一月二五日 告示第六
-------	-----------	----------------------------------	-------	------------	----	-----------	--------------------

	石和町砂原八四番地先(砂原交差点)までの両側				号
--	------------------------	--	--	--	---

一、六 四二	県道白井河原八田線(白井河原バイパス)	甲府市白井町一、九四四番地一先(白井河原橋北詰交差点)から笛吹市石和町小石和二八九番地の一先(蛭見橋西詰交差点)までの両側	二、五五〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	南甲府 平成二〇年一月一日 告示第一三四号
-----------	---------------------	---	-------	---------------	----	-----------------------------

一、六 六五	県道茅野北杜葦崎線(穴山バイパス)	北杜市須玉町若神子新町二七五番地先から葦崎市穴山町二、五〇一番地先までの両側	四、二五〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎北杜 平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-----------	-------------------	--	-------	---------------	----	------------------------------

一、六 六六	県道島上条宮久保線見堂線	甲斐市竜地六、五二七番地先(保健福祉センター南交差点)から甲斐市	一、一六〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎 平成二〇年一月一日 告示第一〇〇号
-----------	--------------	----------------------------------	-------	---------------	----	----------------------------

	(大袋バイパス)	団子新居一六番地の一先(団子橋北詰交差点)までの両側		を除く		三四号
--	----------	----------------------------	--	-----	--	-----

二七六	県道白井河原石和線	東八代郡石和町四日市場一、六五九番地の一先(甲府バイパス四日市場交差点)から東八代郡石和町東油川七八〇番地の一先(恵比寿橋)までの両側	四、四〇〇	車両	終日	石和 五五・一五九号
-----	-----------	---	-------	----	----	---------------

二七六	県道白井河原八田線	笛吹市石和町四日市場一、六五九番地の一先(四日市場交差点)から笛吹市石和町河内一〇一番地先(河内東交差点)までの両側	二、三七〇	車両	終日	笛吹 平成二〇年一月一日 告示第一三四号
-----	-----------	--	-------	----	----	----------------------------

三五〇	市道住吉寺前線上町三号線	甲府市下小河原町三〇三番地先(雇用促進住宅西交差点)から甲府市上町五九三番地の一先(甲府市環境センター東側)までの両側	一、九七〇	車両	終日	南甲府 六一・四一五号
-----	--------------	---	-------	----	----	----------------

四六五	県道甲	甲斐市竜王新町四〇	一〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇
四五七	県道白井河原八田線(白井河原バス)	甲府市白井町一、九四四番地一先(白井河原橋北詰交差点)から笛吹市石和町小石和二八九番地の一点(蛭見橋西詰交差点)までの両側	二、五五〇	車両	終日	南甲府 笛吹	平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号
四五七	県道白井河原八田線	甲府市白井町一、九四四番地一先(白井河原橋北詰交差点)から笛吹市石和町砂原八四番地先(砂原交差点)までの両側	一、四〇〇	車両	終日	南甲府 笛吹	平成一九 年一月二 五日 告示第六 号
三五〇	市道住吉寺前線市道上町三号線市道石和八号線	甲府市下小河原町三〇三番地先(雇用促進住宅西交差点)から笛吹市石和町砂原八四番地先(砂原交差点)までの両側	三、二七〇	車両	終日	南甲府 笛吹	平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号

九、八八二	県道甲府玉三七先	甲府市小曲町一、〇二九番地の	南甲府	平二一・三・一			
四六七	県道白井河原八田線	笛吹市石和町河内八二番地先(河内交差点)から笛吹市石和町砂原七四番地の四先(榎橋東詰交差点)までの両側	四六二	車両	終日	笛吹	平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号
四六六	県道島上条宮久保線見堂線(大笠バイパス)	甲斐市竜地六、五二七番地先(保健福祉センター南交差点)から甲斐市団子新居一六番地の一点(団子橋北詰交差点)までの両側	一、一六〇	車両	終日	葦崎	平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号
四六五	県道甲斐中央線	甲斐市竜王新町四〇〇番地一〇先(笹本自動車東側丁字路交差点)から甲斐市竜王新町四一九番地四先(JR竜王駅前)までの両側	一〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
	斐中央線	〇番地一〇先(笹本自動車東側丁字路交差点)から甲斐市竜王新町四一九番地四先(JR竜王駅前)までの両側					年五月八 日 告示第五 八号

に改める。  
別表第十六中

線	穂中道 (西下条立体オランプ出口交 差点南側・北進車両)		告示 第一四号
---	------------------------------------	--	------------

を	九、八八二	削除	南甲府 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	-------	----	----------------------------------

に	一〇、三八九	町道 中巨摩郡檜形町小笠原五九〇番 地の一五先(甲斐ゼミナール南 側・東進車両)	小笠原 平成一四年四月 四日 告示第一八号
---	--------	---	--------------------------------

を	一〇、三八九	削除	南アル プス 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	----	--

に	一一、三二二	市道 笛吹市境川町前間田二二番地 先(十字路交差点・北進車両)	笛吹 平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
---	--------	---------------------------------------	---------------------------------

を	一一、三二二	市道 笛吹市境川町前間田二二番地 先(十字路交差点・北進車両)	笛吹 平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
---	--------	---------------------------------------	---------------------------------

を	一一、三二三	県道島 上条宮 久保絵 見堂線 甲斐市団子新居一六番地の一先 (団子橋北詰交差点北東角左折 導流部・東進車両)	葦崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	---	---------------------------------

を	一一、三二四	県道島 上条宮 久保絵 見堂線 (大袋 バイパス)	甲斐市団子新居六二番地の四 先(団子橋北詰交差点南西角左 折導流部・西進車両)	葦崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	--	---	---------------------------------

に	一一、三二五	市道 甲斐市大袋一、二一三番地一先 (丁字路交差点・南進車両)	葦崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	---------------------------------------	---------------------------------

に	一一、三二六	市道 甲斐市大袋四六七番地先(十字 路交差点・東進車両)	葦崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	------------------------------------	---------------------------------

に	一一、三二七	市道 甲斐市大袋九五番地先(十字路 交差点・西進車両)	葦崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
---	--------	-----------------------------------	---------------------------------

に	一、〇四三	市道 紅梅南 通り線 甲斐市丸の内一 丁目一七番一 号先(日本石油 穴水甲府給油所 )から甲斐市丸 の内一丁目一七 番四号先(穴水 月極駐車場)ま での北側	九五 車両 一九 時か ら九 時ま で 甲府 六三・三 一 三 一 〇号
---	-------	---	--

に改める。  
別表第十七中

第三百七十二号) 第十条第一項第一号に該し

正 誤

○ 昭和五十七年三月三十一日山梨県規則第十九号(山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則) 二九ページ第四号様式注中

「(3) 定款又は寄附行為(4)理事のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者については、その事実を証明するに必要な書類」

「(3) 定款又は寄附行為  
(4) 理事のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者については、その事実を証明するに必要な書類」

一、〇四三	市道	甲府市丸の内一丁目一七番一〇号先(東武穴水ビル南西角)から甲府市丸の内一丁目一七番四号先(ちりめん亭駐車場)まで	九五	車両	一九時か 九時 まで	甲府 平成二〇 年一月 一三日 告示第一 三四号
-------	----	--	----	----	------------------	---

そ の 他

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十年十一月十三日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル(予定数量)
- 二 契約に係る事務を担当する部署の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十年十月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番三号
- 五 随意契約に係る契約金額  
一バイアルあたり 十五万五千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令